

自動二輪車等の運転免許の取得等に関する手続

1 自動二輪車等の運転免許取得に関する手続

- (1) 自動二輪車等の運転免許の取得を必要とする生徒は、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」（様式1）を校長宛に提出する。
- (2) 学校は、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」が提出された場合には、当該生徒との面談等を通して、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分等について説明し、交通安全意識の向上を図る。
- (3) 学校は、面談等を実施した後に、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」に收受印を押して、生徒に交付する。
- (4) 生徒は、(3)の「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」を受理後、自動二輪車等の免許を取得するものとする。
- (5) 生徒は、自動二輪車等の免許取得後、速やかに「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」に運転免許証の写しを添付して、校長宛に提出する。
なお、在学中に取得できなかった場合は、この限りではない。

2 自動二輪車等の購入等に関する手続

- (1) 原動機付自転車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「原動機付自転車購入等報告書」（様式2）を校長宛に提出する。
- (2) 自動二輪車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「自動二輪車購入等報告書」（様式3）を校長宛に提出する。

3 自動二輪車等の運転に関する手続

- (1) 原動機付自転車を運転する生徒は、「原動機付自転車運転誓約書」（様式4）を校長宛に提出する。
- (2) 自動二輪車を運転する生徒は、「自動二輪車運転誓約書」（様式5）を校長宛に提出する。

4 通学に関する手続及び統一許可証の貼付

- (1) 原動機付自転車で通学する必要がある生徒は、年度毎に、「原動機付自転車通学許可願」（様式6）を校長宛に提出する。
- (2) 校長は、「原動機付自転車通学許可願」を審査のうえ、許可する場合は、「原動機付自転車通学許可書」（様式7）を交付する。
- (3) 上記手続を経て、生徒が運転する自動二輪車等には、統一許可証（ステッカー）を常時貼付するものとする。

5 その他

- (1) 当該生徒が18歳未満の場合は、生徒及び保護者との面談、及び届出等の書類における保護者の署名を必須とする。なお、成年年齢に達した生徒については、必要に応じて家族等との面談や各様式への署名を求めること。